

浜松市雄踏文化センター管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市雄踏文化センター条例(平成17年浜松市条例第261号。以下「条例」という。)第2条で規定する浜松市雄踏文化センター(以下「文化センター」という。)の適正な管理のために必要な事項を定める。

(利用者)

第2条 浜松市雄踏文化センター条例施行規則(平成18年浜松市規則第111号。以下「規則」という。)第2条第1項に規定する施設の利用の許可を受けようとする者とは、15歳以上(ただし中学生を除く。)の個人または団体の代表者をいう。

(生涯学習関係団体の認定)

第3条 別表1に掲げる団体については、条例の別表の2の備考の1の規定による認定を受けたものとする。

2 前項に規定するもののほか、規則第5条の規定により認定を受けようとする者(以下「認定申請者」という。)は、生涯学習関係団体認定申請書(第1号様式)に生涯学習関係団体調書(第2号様式)、団体の会則又は規約、収支予算書、事業計画書、役員名簿及び会員名簿等を添えて、市長に申請しなければならない。

3 市長は、認定申請者から生涯学習関係団体認定申請書の提出があったときは、次の各号に定める基準によりこれを審査し、適当と認めたときは生涯学習関係団体認定名簿(第3号様式)に登録するとともに、その旨、生涯学習関係団体認定申請書を受け付けた日から30日以内に生涯学習関係団体認定結果通知書(第4号様式)により認定申請者に通知するものとする。

(1) 法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で営利を目的とせず、条例第1条に基づく事業を行うことを主たる目的とすること。

(2) 団体の人事、事業及び財産運営が、その団体自身の自発的意思により行われること。(団体の上部組織・講師からの圧力・干渉により、その運営が影響されるものであってはならない。)

(3) 団体活動の本拠としての事務所、独自の財産、経理及び意思決定機関又はこれに準ずる機関を有すること。

(4) 会則又は規約を設け、その内容に次の事項が規定されていること。

ア 団体の名称

イ 団体の目的・活動・事業

ウ 団体の所在地

エ 会員の資格要件及び加入方法(目的に賛同する者は誰でも加入できること。)

オ 役員名及びその任期並びに選出方法

カ 団体の意思決定機関（総会・役員会等）

キ 会計・会費・監査に関する事項

（５）１０人以上（市長が特に認めるときは５人以上）の１５歳以上の社会人を構成員とし、特定の企業の従業者のみでないこと。

（６）定期的、継続的に活動する団体（年間計画に基づき概ね月１回以上文化センターで活動する団体）であること。

（７）団体の名称は、生涯学習関係団体としてその活動内容にふさわしいものであって、企業、流派、講師、宗派名などを用いていないこと。

（８）活動拠点となる文化センターの諸事業に協力的であること。

（認定要件の適合確認）

第４条 前条第１項の規定による認定を受けた生涯学習関係団体について、前条各号に定める基準を満たしていることの確認が必要なときは、当該生涯学習関係団体に対し、団体調書のほか必要な書類の提出を求めるものとする。

（生涯学習関係団体調書の記載事項の変更）

第５条 生涯学習関係団体の認定を受けた者が届け出た生涯学習関係団体調書（第２号様式）の記載事項の代表者、連絡先及び活動内容に変更が生じた場合は、遅滞なく生涯学習関係団体調書記載事項変更届（第５号様式）を市長に提出しなければならない。

（認定の取消）

第６条 生涯学習関係団体の認定を受けた者が、その認定を取り消そうとする場合は、生涯学習関係団体認定取消届（第６号様式）を市長に提出しなければならない。

２ 市長は、生涯学習関係団体の認定を受けた者が前項に定める届を提出したとき又は次の各号のいずれかに該当したときは、認定を取り消すものとし、生涯学習関係団体認定取消通知書（第７号様式）により速やかに通知するものとする。

（１）第３条第３項に掲げる認定審査基準に適合しなくなったとき。

（２）虚偽の申請によって認定を受けたとき。

（３）施設の利用に係る遵守事項を守らないとき。

（利用料金の減免）

第７条 規則第７条第１項に規定する場合とは、別表２、別表３に掲げる団体が利用する場合をいう。

（細則）

第８条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年1月21日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

- 2 第4条第1項における認定の有効期間について、規定にかかわらず、平成21年3月31日までに認定された生涯学習関係団体の有効期間は平成26年3月31日までとする。

- 3 この要綱の施行に伴い、平成17年7月1日施行の浜松市雄踏文化センター管理要綱（以下「旧要綱」という。）は、平成21年1月20日をもって廃止するものとする。ただし、旧要綱第3条の規定は平成21年3月31日まで適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

認定を要しない生涯学習関係団体(指定団体)は、下記のとおりとする。

	区 分	摘 要
1	ボーイスカウト連合協議会	地区協議会及び市内の団を含む。
2	ガールスカウト浜松市協議会	市内の団を含む。
3	浜松市子ども会連合会	委員会及び校区・単位子ども会を含む。
4	浜松市老人クラブ連合会	地区連合会及び単位組織を含む。
5	公益財団法人浜松市体育協会組織団体 ア 種目別競技団体 イ 浜松市中学校体育連盟 ウ 浜松市小学校体育連合 エ 校区体育振興会 オ 浜松市スポーツ少年団 カ 浜松市レクリエーション協会	公益財団法人浜松市体育協会は含まない。 オ 地区の種目別組織及び保護者の活動も含む。 カ 単位組織も準じる。
6	浜松市中学校文化連盟及び浜松市小学校文化連盟	
7	市内の保育園・幼稚園・小中学校及び高等学校などのPTA	高等学校などにあっては市内在住者からなる地区会も準じる。
8	ユネスコ協会	
9	浜松市青少年健全育成会連絡協議会及び市内の中学校区青少年健全育成会	
10	総合型地域スポーツクラブ	

別表2 (第7条関係)

利用料金を全額免除する団体(免除団体)は、下記のとおりとする。

	区 分	摘 要
1	浜松市自治会連合会、区自治会連合会、地区自治会連合会	
2	地区コミュニティ協議会	地域の振興及び地域の課題の解決を図ることを目的とする団体のうち市長が別に定めるものをいう。

別表3 (第7条関係)

利用料金を生涯学習関係団体と同額に減額する団体は、下記のとおりとする。

	区 分	適 要	備 考
1	身体障害者、知的障害者、精神障害者の団体	身体障害者、知的障害者等の施設の利用に伴う観覧料等の減免手続きの取り扱いに関する要綱により認定された団体	市長が定めるところにより認定する障害者・高齢者の組織(規則第7条第1項第1号、第2号)
2	高齢者の団体	高齢者等の施設の利用に伴う観覧料等の減免手続きの取り扱いに関する要綱により認定された団体	
3	市内の各町自治会		地域自治に 関する団体 (規則第7 条第1項第 1号、第2 号) 地域福祉の 向上に取 り組んで いる団体 (規則第7 条第1項 第1号、第 2号) 地域の安心 安全の向 上に取り組 んでいる 団体(規則 第7条第1 項第1号、 第2号)
4	市内の地区社会福祉協議会		
5	浜松市遺族会	地区支部も含む。	
6	浜松市自主防災隊連合会	地区連合会を含む。	
7	静岡県交通安全協会	浜松地区にあるもの。	
8	警察署地域安全協議会及び交番連絡会	活動範囲に浜松市内を含んでいる団体	
9	浜松市保護司会	区保護司会を含む。	
10	浜松市民生委員・児童委員協議会	区協議会、地区協議会を含む。	
11	浜松市人権擁護委員連絡協議会及び浜松市人権擁護委員協議会		住民団体に 対しては 市民活動 による市 域全体の 活性化に 資するもの
12	浜松市消防団	支団、方面隊、分団を含む。	
13	浜松市水防団	分団を含む。	
14	浜松市スポーツ推進委員連絡協議会	区スポーツ推進委員会を含む。	
15	市内の婦人会	類する団体を含む。	
			設置または活動が、市民福祉や市民の安全の向上に関わる法に基づいた組織(規則第7条第1項第1号、第2号)

第3号様式（第3条関係）

生涯学習関係団体認定名簿

番号（予約システム利用者は利用者カード番号）	団体名	代表者氏名	電話番号	活動内容
		連絡先氏名	電話番号	
-				
-				
-				
-				
-				
-				
-				
-				
-				

生涯学習関係団体認定結果通知書

（団体名） 様

浜松市長

年 月 日付けで申請のあった生涯学習関係団体の認定について、次のとおり通知いたします。

認定結果 更新結果	可 ・ 否											
フリガナ 団体名												
番 号 (予約システム利用者は利用者カード番号)	<table border="1" style="width: 100%; height: 40px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>											
代 表 者	フリガナ 氏 名											
	住 所	〒 -										
	T E L	- -										
認定年月日	年 月 日											
理 由												

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

年 月 日

（あて先）浜松市長

生涯学習関係団体調書 記載事項変更届

番号（予約システム利用者は利用者カード番号）										備考
------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

フリガナ 団 体 名											
代 表 者	フリガナ										
	氏 名										
	住 所	〒 -									
	T E L	-	-		F A X	-	-				
連 絡 先	フリガナ										
	氏 名										
	住 所	〒 -									
	T E L	-	-		F A X	-	-				
活 動 内 容											
変更日及び 変更内容	年 月 日										
届 出 者	住 所										
	氏 名										
	電話番号										

年 月 日

生涯学習関係団体認定取消通知書

（団体名） 様

浜松市長

浜松市雄踏文化センター管理要綱第6条第2項により生涯学習関係団体の認定を取り消すので、通知いたします。

フリガナ							
団体名							
番号（予約システム利用者は利用者カード番号）	<table border="1" style="width: 100%; height: 40px;"> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%; text-align: center;">-</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> </table>					-	
		-					
代表者	フリガナ 氏名						
	住所	〒 -					
認定取消 年月日	年 月 日						
取消理由							

この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。